京都市行財政局契約課との意見交換会 議事要旨

日 時 令和元年8月27日(火) 11時00分~11時55分

場 所 京都市役所 分庁舎4階 第3会議室

出席者(敬称略)

京都市行財政局 一般社団法人京都電業協会

財政部 契約課長 和田 隆宏 会 長 木下 博之

同課 工事契約係長 山本 力 副会長 小滝 寛、山科 隆雄

同課 担当係長 田近 弥生 進藤 久和

常任理事 佐伯 祐左

専務理事 小林 章一

理 事 岡崎 満、髙田 政孝

(事務局) 齋藤 順

(司会者 一般社団法人京都電業協会 常任理事 佐伯祐左)

1. 京都電業協会挨拶

会長 木下 博之

2. 京都市行財政局挨拶 財政部 契約課長 和田 隆宏

- 3. 京都電業協会からの質問・要望事項
 - (1) 発注量の維持、年間平準化、主な予定工事について (協会から)
 - ① 景気の変動に関わらず一定数の発注を維持して頂き、発注時期についても偏りのないようお願いしたい。
 - ② 今年度及び次年度以降の主な電気設備工事の発注予定をお聞かせ願いたい。 (京都市から)
 - ① 本市では、入札・契約事務を円滑に進めるため、工事担当局と連携しながら、発 注の平準化に努めている。
 - やむを得ず発注時期が重なる場合(例:市民サービスの観点から、早期の施設整備が求められる場合)もあるが、複数の配置予定技術者の登録(3名以内で選択)や共同企業体(JV)工事における構成員の配置技術者の技術資格の緩和など工夫を図り、入札・契約事務が円滑に進むよう努めているので、ご理解願いたい。
 - ② 今年度中に今後発注する予定の、予定価格1億円以上の電気工事は「崇仁市営住宅、北消防署」の2件を予定している。詳細は発注見通しを参照願いたい。 次年度以降については、「市立芸大移転整備」「市庁舎の北庁舎整備」等が計画されているが、計画内容が変更される場合がある。

外部公開用

(2) 地元本店企業の育成について

(協会から)

- ① 大規模工事や、道路・河川関係施設や上下水道施設などの「プラント工事」についても受注機会を多数得られることを願っている。大規模工事においては、「工区発注、工種別の発注等、工事の細分化」による分離発注や、地元企業JVのご採用をお願いしたい。
- ② 施工実績要件の緩和をお願いしたい。具体的には「一定以上の延床面積の実績を求める縛り」の緩和、道路・河川関係施設や上下水道施設等の「プラント工事」における電気設備の施工実績要件の緩和をお願いしたい。

補足:(仮称)新・北庁舎の建設に際し地元企業の参加機会拡大を要望した。

(京都市から)

- ① 本市では、公契約基本条例に基づき、WTO対象工事や特殊工事等を除き、原則として「分離発注」「市内本店中小企業への発注」としており、今後も市内本店企業の受注機会確保に努めていく。
- ② 施工実績要件は、高度な技術、経験を要する工事等で設定する場合がある。但し、過剰な要件にならないよう配慮する必要があることを認識しており、今後も要望も伺いながら、工事担当局と情報交換して適切な発注方法を研究したい。 上下水道および交通については別組織(公営企業体)として運営しており、業界からの要望があったことを担当部署に伝えておく。
- (3) 電気設備工事特有の商慣習について〔設備・資材の調達と下請次数への影響〕 (協会から)
 - ① (すべての発注者に該当するとは限らないが、一般論として述べる) 私達は、工事施工の際に重層下請が生じないよう、日頃より下請業者の保護に注 意して取り組んでいる。しかしながら、電気設備工事においては、製造業者主導 による商慣行の影響により、元請施工業者の責めによらない重層下請が起きる危 険性を抱えている。工事成績評価の際には特段のご配慮をお願いしたい。
 - ② 電気設備工事では、現場施工を要する資材購入の際に、製造業者が施工業者 を指定したり、販売代理店の指定(販売ルートの特定)を行う商慣習があり、下請 次数が膨らむ影響を懸念している。

(京都市から)

- ① 本市の営繕工事では、下請次数の数を工事成績評定の対象とはしていない。建設業法その他法令の規定を遵守し、適切な施工を行って頂きたい。
- ② 「請負」の定義、適切な施工体制の確保など、建設業法にかかる不明点は京都府の担当部局に相談されることを勧めたい。

外部公開用

- (4) 各等級ごとの「予定価格の範囲」に示される価格に対する消費税の取扱いについて (協会から)
 - ① 本年10月に消費税率が改定されるが、各等級ごとに定められている「予定価格の 範囲」に記載されている金額は、消費税込・税抜のいずれか、お聞かせ願いたい。 (京都市から)
 - ① 本市の要綱では、各工事の積算にあたっては、消費税相当額を含んだ「総額」を 計上することと定められている。消費税率改定に伴い、10月以降に引渡される分 については新しい消費税率が適用されるので注意願いたい。
 - ② 消費税率改定に伴い、設計金額(の消費税相当額を控除した額)が変動するが、 その影響が及ぶのは、最上位及び最下位の等級(AとE等級)と考えられる。

(補足 協会から)

- ※入札実務においては、入札参加者は消費税を含まない金額で応札し、落札者決定後に、 消費税相当額が別途加算される。解釈の相違なきよう、会員等への周知に注意したい。
- 4. 閉会挨拶 京都電業協会 副会長 小滝 寛